

(変更)

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	67	担当課	薬務衛生課
法令名	動物の愛護及び管理に関する法律	根拠条項	第32条	不利益処分の種類	措置命令	
<p>都道府県知事は、特定動物飼養者が法第31条の規定に違反し、又は第二十七条第二項の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p><法第31条> 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。</p> <p><環境省令で定める方法> 一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。 二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的に確認すること。 三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。 四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。</p> <p><環境大臣が定める飼養又は保管の方法> 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月20日環境省告示第22号） 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（（平成18年1月20日環境省告示第21号）</p> <p><法第27条第2項> 都道府県知事は、特定動物の飼養又は保管の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。</p>						